

2025 年度

市有財産売払一般競争入札 申込説明書

第 1 回

浜松市

・・・ 目 次 ・・・

1 売却物件	1
2 入札参加資格	1
3 入札参加の制限	2
4 入札の参加方法	2
5 契約にあたって付す条件	3
6 落札者の決定方法	4
7 売買契約の締結	5
8 売買代金の支払い方法	6
9 所有権の移転等	6
10 情報公開	7
11 取得後にかかる税金	7
12 その他	7
13 問い合わせ先	7
○申請書様式等	別添
・入札・売買手順の説明	
・(第1号様式) 市有財産売却一般競争入札参加申込書	
・(第2号様式) 利用計画書	
・(第3号様式) 誓約書	
・(第4号様式) 市税の納付又は納入状況照会に関する同意書	
・(第5号様式) 提出済み書類の記載内容に係る誓約書	
・(第6号様式) 委任状	
・(第7号様式) 入札書	
・(別紙1) 入札保証金について	
・(別紙2) 入札保証金預り書、入札保証金額確認書	
・(別紙3) 入札保証金受取書	
・(別紙4) 市有財産売買契約書(案)	

市有財産売却一般競争入札 申込説明書

1 売払物件

(1) 売払物件（以下「物件」という。）は、以下のとおりです。

物件	財産の表示	予定価格 (最低売却価格)	入札執行日時
1	天竜区春野町豊岡字下石切 691 番 1、691 番 2、691 番 5、695 番、695 番 2、696 番、697 番、698 番、699 番 1、699 番 3、700 番 1、701 番 1、702 番 1、703 番 1、703 番 2、704 番 1	3,760,000 円	2025 年 9 月 25 日（木） 午前 10 時 00 分から

(2) 現地説明会は実施しませんので、概略位置図等を参考に、必ず現地の状況確認を行ってください。

2 入札参加資格

応募資格は、個人又は法人で次の各号に掲げる者以外のものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員及び同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）、暴力団員等と密接な関係を有する者、これらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人）となっている法人その他の団体に該当する者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業及び同条第 5 項に規定する性風俗関連営業その他これに類する業、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供しようとする者
- (4) 浜松市税を滞納している者
- (5) 正当な理由がなく、市有地の売買契約を締結せず又は履行しなかった者で、当該事実があった日から 2 年を経過しない者
- (6) 入札参加申込書及び入札保証金を指定した期日までに提出しなかった者
- (7) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 第 1 項に規定する公有財産に関する事務に従事する本市の職員

3 入札参加の制限

入札参加は 2 名以上の連名（共有）とすることも可能です。この場合には、「市有財産売却一般競争入札参加申込書（第 1 号様式）」に記載された一般競争入札参加申込者及び連名者の方全員が、入札参加資格を備えていることが必要です。

4 入札の参加方法

入札参加希望者は、「市有財産売却一般競争入札参加申込書（第1号様式）」に必要事項を記入・押印のうえ、受付場所に直接お持ちください。

＊ 直接提出以外の郵送、インターネットその他の方法による申込みは受け付けません。

(1) 必要書類等

申込みの際に必要な書類は次のとおりです。連名により申込みする場合は、申込人それぞれについて下記ウ～カ書類が必要となります。なお、提出いただいた書類は返却しませんのでご了承ください。

ア 市有財産売却一般競争入札参加申込書（第1号様式）

イ 利用計画書（第2号様式）

ウ 個人の場合：申込者の住民票の写し（個人番号の記載のないもの）（世帯全員のものも可）

法人の場合：登記事項証明書（現在事項全部証明書）

＊ 入札執行日前3か月以内に発行されたものに限りです。

＊ 入札執行日前2年以内（2023年9月26日以降）に市有財産の購入等のためにアセットマネジメント推進課に提出したことがある場合であって、その内容に変更がないときは、「提出済み書類の記載内容に係る誓約書（第5号様式）」を提出することにより、この書類の提出を省略することができます。

エ 身分証明書（本籍のある市区町村の発行する身分証明書）

＊ 取得方法は、直接各役所・役場にお問い合わせください。

＊ 法人及び外国人は提出不要です。

＊ 入札執行日前3か月以内に発行されたものに限りです。

＊ 入札執行日前2年以内（2023年9月26日以降）に市有財産の購入等のためにアセットマネジメント推進課に提出したことがある場合であって、その内容に変更がないときは、「提出済み書類の記載内容に係る誓約書（第5号様式）」を提出することにより、この書類の提出を省略することができます。

オ 誓約書（第3号様式）

カ 市税の納付又は納入状況照会に関する同意書（第4号様式）

キ 入札保証金

＊ 入札参加者各自が見積もる金額（入札しようとする金額）の100分の5以上（円未満切り上げ）に相当する額を入札保証金として提出していただきます。

【入札保証金の例】※実際の金額は、入札参加される方がご自身の判断で決めます。

（入札しようとする金額）

（入札保証金の額）

$$6,500,000 \text{ 円} \quad \times \quad \frac{5}{100} \quad = \quad 325,000 \text{ 円以上}$$

仮に、入札保証金を325,000円とされた場合、6,500,000円が入札可能な上限額となるため、6,500,000円を超える金額の入札は出来なくなるためご注意ください。

* 場合によっては再度入札（後記6（6）参照）を行いますが、この再度入札時の入札保証金も、ここで提出していただく保証金額をもって判断しますのでご注意ください。

* 入札保証金は、**保証小切手（＝預金小切手＝自己宛小切手）**（別紙1参照）により、上記書類と共に提出してください。

→「振出人」、「支払人」ともに同一金融機関であること

→小切手は提出日前7日以内に発行したものをご注意ください。

(2) 入札参加申込受付期間

2025年8月14日（木）から2025年9月5日（金）までの

午前9時00分 から 午後4時00分まで

（土・日曜日、祝日を除く）

(3) 受付場所

浜松市財務部アセットマネジメント推進課（浜松市役所北館4階）

住所：浜松市中央区元城町103番地の2 電話番号：053-457-2276

(4) 市有財産売却一般競争入札参加受付書等の交付

申込み手続きが完了した方には、「市有財産売却一般競争入札参加受付書」及び「入札保証金預り書（別紙2）」を交付します。この受付書と預り書は入札当日に必要となりますので、大切に保管してください。切り取り線で切らずに、そのまま保管してください。

5 契約にあたって付す条件

契約にあたって付す条件は次のとおりです。

禁止用途	落札者は売払物件を ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する業 ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所 ・無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供してはならない。
------	--

6 落札者の決定方法

浜松市の予定価格（最低売却価格）以上の入札のうち、最高価格の入札者を落札者として決定します。

(1) 入札執行日時・場所、開札

ア 執行期日

2025年9月25日（木）

イ 執行場所・時間

場所：浜松市役所「入札室」（浜松市役所北館5階）

時間：午前10時00分から

*午前9時30分から、入札執行場所にて受付を行います。午前9時55分までに受付を済ませてください。

ウ 開札

入札終了後、直ちに開札します。

エ 持ち物

- ・市有財産売却一般競争入札参加受付書
- ・入札保証金預り書・入札保証金額確認書（別紙2）
- ・印鑑証明登録印（代理人の場合は、委任状の代理人使用印と同一の印鑑）
- ・市有財産売却一般競争入札申込説明書一式（本書）
- ・筆記用具（黒の万年筆又はボールペン）

（ ・委任状（第6号様式）
*法人の代表権のない方や、個人で代理人が入札に参加される場合に必要
*申込者（本人）の印鑑証明書添付 ）

(2) 入札保証金の取扱い

ア 開札終了後、落札者以外の方には「入札保証金預り書（別紙2）」と引き換えに、入札保証金を返還します。なお、利息は付しません。

「入札保証金預り書（別紙2）」を紛失した場合には、収入印紙200円を貼付した「入札保証金受取書（別紙3）」の提出が必要となります。

イ 落札者の方については、入札保証金を市が保管し、売買契約締結時に必要となる契約保証金（後記7、8参照）に充当するものとします。

(3) 入札参加者

ア 「市有財産売却一般競争入札参加受付書」に記載された本人又は代理人が参加することができます。

イ 代理人が入札に参加する場合は、委任者（申込者）の印鑑証明書を添付した委任状（第6号様式）が必要となります。

ウ 連名により申込んだ場合において、その内の一人のみが入札に参加するときも、他の方の委任状が必要となります。

(4) 入札方法等

ア 入札参加者は、所定の「入札書（第7号様式）」に必要な事項を記載し、記名・押印の上、「入札保証金額確認書」と共に所定の封筒に入れ提出してください。（「入札保証金預り書（別紙2）」は手元に保管してください。封筒は当日お渡しします。）

イ 「入札書（第7号様式）」は、当日受付に用意してありますが、この説明書に添付されているものを複写してご使用になっても構いません。

ウ 提出された入札書は、その理由のいかんにかかわらず、引き換え、変更し又は撤回することができません。

エ 開札は、入札後直ちに入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札場所にいない場合は、浜松市の職員を立合わせ開札します。

オ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

ア 入札保証金を納付しない者又は入札保証金が規定の額に達しない者がした入札

イ 入札者の記名・押印のないもの

ウ 委任状のない代理人がしたもの

エ 2者以上の入札者の代理人となって入札したもの

オ 同じ物件について2通以上の入札をしたもの

カ 入札に関し不正行為があったと認められるもの

キ 入札参加資格のない者がした入札

ク 記載事項の不明なもの

ケ 金額を訂正した入札又は意思が不明瞭なもの

コ その他入札条件に違反したもの

(6) 再度入札

開札の結果、予定価格に達する入札がない場合は、直ちに再度入札を行います。

ア 再度入札の回数は、1回とします。

イ 再度入札に参加することができる者は、初回の入札に参加した者のうち、上記（5）により無効とされなかった者に限ります。

ウ 再度入札の入札保証金は、初回の入札保証金の納付をもって納付があったものとみなします。

エ **入札保証金額が、再度入札額の100分の5以上（円未満切り上げ）に相当する額に達していないときは、再度入札は無効**となります。

7 売買契約の締結

(1) 落札者には入札終了後、契約に必要な書類をお渡しします。**契約は、市が定める所定の様式により行うものとします（別紙4）。**この契約書には、**売買金額に応じた収入印紙を貼付**する必要があります。

(2) 落札者は、落札日から7日以内（浜松市の休日を定める条例（平成元年浜松市条例第76条）第1条第1項に規定する市の休日の日数は、算入しない。）に当該落札物件の財産譲受申込書を市に提出するものとし、当該申込に対する市からの売払決定通知を受理した日から起算して7日以内（浜松市の休日を定める条例第1条第1項に規定する市の休日の日数は、算入しない。）に、市が定める所定の様式により売買契約を締結するものとします。また、当該契約は、2025年10月24日まで）に行うものとします。期限までに契約を締結しない場合、落札は効力を失い、入札保証金は地方自治法第234条第4項の規定により浜松市に帰属することとなりますのでご注意ください。

* 地方自治法第234条第4項

普通地方公共団体が競争入札につき入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金…（中略）…は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。

(3) 契約の締結に当たり、契約保証金として売買代金（消費税額を含む。）の100分の10以上を納付していただく必要があります。この契約保証金には、事前に市に提出した入札保証金をその一部として充当するものとします（100分の10に満たない部分について追加の納付が必要）。また下記8（2）のとおり、この契約保証金分を含め一括で代金決済をすることができます。

8 売買代金の支払い方法

売買代金の支払い方法には、次の2通りの方法があります。なお、事前に市に提出していただいた入札保証金は、契約保証金に充当するものとします。

(1) 売買契約締結と同時に、契約保証金として売買代金（消費税額を含む。）の100分の10以上を納付し、その後、売買代金と契約保証金との差額を契約日から30日以内に市が発行する「納入通知書」により支払う方法。

(2) 売買契約締結と同時に、市が発行する「納入通知書」により、全額（契約保証金充当分（入札保証金分）を除く）を一括払いする方法。

* 売買代金の不払いその他の契約上の義務の不履行がある場合、契約保証金は、地方自治法第234条の2第2項の規定により浜松市に帰属することとなりますのでご注意ください。

* 地方自治法第234条の2第2項

普通地方公共団体が契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金…（中略）…は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。

9 所有権の移転等

(1) 売買代金が完納されたときに、契約した落札者（以下「買受人」という。）へ市から所有権が移転するものとし、同時に物件の引渡しがあったものとします。引渡しは物件調書に特別の記載がない限り、現状有姿にて行います。

(2) 所有権移転登記は、物件の引渡し後、買受人の請求により市が行います。

* 市が行うのは所有権移転登記のみです。購入物件に抵当権等を設定したいときは、買受人の責

任と負担で設定してください。

(3) 売買契約書に貼付する収入印紙及び所有権移転登記に必要な登録免許税は、買受人の負担となります。また、所有権移転登記に当たり、追加で証明書等の提出を依頼することがあります。

(4) 所有権移転登記の完了を証する書類は、登記完了後に買受人にお渡しします。

10 情報公開

入札及び落札に関する情報については、浜松市情報公開条例（平成 13 年浜松市条例第 32 号）、浜松市における物品の購入等に係る競争入札の公開に関する要領その他、民主的で開かれた市政の運営に必要であると認めるときは、個人情報等を除き公開することがあります。

11 取得後にかかる税金

所有権移転後の原因により生じた公租公課（不動産取得税、固定資産税等）は、買受人の負担となります。

12 その他

入札の傍聴を希望する方は、2025 年 9 月 24 日（水）午後 1 時 00 分までに、傍聴を希望する旨を浜松市財務部アセットマネジメント推進課（電話：053-457-2276）に申し出てください。傍聴席に空きがある場合は、事前の申出なく傍聴することができますが、入札開始 10 分前までに受付を済ませてください。なお、適正な入札の執行に支障があると市が判断したときは、傍聴が認められないことがあります。

13 問い合わせ先

〒430-8652 浜松市中央区元城町 103-2

担当：浜松市財務部アセットマネジメント推進課

資産管理グループ

電話：053-457-2276